

第1回札幌市行政評価委員会

会 議 録

日 時：2025年7月1日（火）午前10時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階5号会議室

1. 開 会

●推進課長

それでは、ただいまより、令和7年度第1回札幌市行政評価委員会を開催いたします。
皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員会は、公開の場で開催しております。

なお、札幌市行政評価委員会規則により、委員の過半数の出席をもって会議は成立いたします。本日は、全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、予定どおり会議を進行させていただきます。

今回は、令和7年度1回目の行政評価委員会ということで、委員長、副委員長が選任されるまでの間、事務局で司会を務めさせていただきます。

私は、戸叶と申します。改めましてよろしくお願いいたします。

2. 総務局長挨拶

●推進課長

それでは、開会に当たりまして、総務局長の中澤からご挨拶を申し上げます。

●総務局長

おはようございます。

中澤でございます。

本日は、何かとご多用の中を本委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から、行政評価はもとより、様々な場面で札幌市政にご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

札幌市の行政評価制度についてでございますけれども、平成11年に事業評価システムというものを導入することにより始まりました。その後、制定をいたしました札幌市自治基本条例の中に、「市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする」と規定されまして、さらには、「市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする」ということが規定されたことを受けまして、本行政評価委員会が設置され、今日に至るまで25年以上にわたって取組を継続しているところでございます。

そのような中で、ご案内のとおり、今年度の行政評価につきましては、札幌市の出資団体の評価を実施したいと考えているところでございます。

札幌市では、平成17年に初めて出資団体の改革を推進するための基本方針を定めました。その後も、2度にわたりましてこの方針の見直しを行ったところでございますけれども、現方針の策定から9年という年月が経過いたしまして、この間、新たな社会課題なども生じておりますことから、今回、これを今の時代に即した内容に見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

そのためには、専門的な知見をお持ちの皆様のお力をお借りしながら、団体ごとにしつかりと検証を進めまして、市民の皆様にもご理解をいただけるような基本方針を取りまとめたいと考えているところでございますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご指摘を頂戴できればと思います。

本日から長期間にわたるご審議となりますので、委員の皆様にはご負担をおかけするものでございますけれども、どうか実りある議論が交わされますようお願い添えをいただけますことを心からお願いを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●推進課長

中澤は、この後、次の公務がございますことから、ここで退席とさせていただきます。

〔総務局長退席〕

3. 委員の紹介

●推進課長

次に、資料1の行政評価委員会名簿ですが、皆様のお名前とご所属を記載させていただいております。

本日ご出席の皆様におかれましては、昨年度に引き続きご担当いただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局の構成員をご紹介します。

●改革推進室長

改革推進室長の手塚でございます。よろしくお願いいたします。

●推進担当係長

推進担当係長の小柳と申します。よろしくお願いいたします。

●事務局

担当の児玉と申します。よろしくお願いいたします。

●推進課長

今年度は、このようなメンバーで事務局を務めさせていただきます。何かと至らぬ点もあるかと存じますが、ご指導いただきましたら対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は、昨年度までの指摘事項への対応状況について説明させていただくため、担当する推進担当係長の渡邊と生田目が出席しております。

●推進担当係長

推進担当係長の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

●事務局

担当の生田目です。よろしくお願いいたします。

●推進課長

以上、本日、事務局として出席しております。よろしくお願いいたします。

4. 委員長・副委員長の選出

●推進課長

それでは、委員長、副委員長の選出に入ります。

参考資料2に委員会規則をおつけしておりますが、第2条において、委員会に委員長、副委員長を各1人置き、委員の互選により定めるという規定になっております。

選出に当たりましては、これまでどおり事務局から案をお示しすることによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

●推進課長

特段、ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

事務局の提案といたしましては、昨年度に引き続き、委員長を平本委員、副委員長を内田委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

●推進課長

ご異議がないようですので、そのとおりとさせていただきたいと思っております。

平本委員に委員長、内田委員に副委員長をお願いすることといたします。

大変恐れ入りますが、お二人は前方の委員長席、副委員長席へのご移動をお願いいたします。

[平本委員長、内田副委員長は所定の席に移動]

●推進課長

それでは、議事に入りますので、平本委員長に進行をお願いいたします。

5. 議 事

●平本委員長

改めまして、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは、私が進めたいと思っております。

まず、委員会規則に基づきまして、委員長及び副委員長、共に事故があるときに職務代理者を指名する必要があるがございますので、小島委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

●小島委員

承ります。

●平本委員長

よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にございます次第の5の議事、（1）令和5・6年度行政評価委員会における指摘事項への対応状況についてでございます。

一昨年令和5年は合計13の事業、そして、昨年の令和6年度では、合計八つの事業について指標設定の問題などを中心に指摘をいたしました。

これらの指摘に対する現状での検討状況等につきまして、まずは事務局よりご説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

●事務局

それでは、お手元の資料に基づきまして令和5・6年度委員会にてご審議いただいた事業について、その見直し、改善等の状況について一括してご説明させていただきます。

まず、資料2のうち、令和5年度の指摘事項の検討結果についてです。

一つ目、女性活躍・子育て支援関係の三つの事業については、主には、企業認証制度について、実施効果をしっかりと評価分析した上で、事業の在り方についての検討を行うこと、それから、女性活躍、子育て支援関係の各種事業においては、共同での事業の実施や実施規模の在り方、部署間の役割分担等の在り方を検討し、効率的・効果的な予算執行となるよう工夫することとのご指摘をいただきました。

それに対して、企業認証制度については、令和6年度にて実施したアンケート結果や企業経営動向調査、企業ヒアリングを実施した結果より、市内企業における女性活躍に関する意識醸成の段階でまだ課題が多いことが明らかになり、特に、市内企業の99%以上を占める中小企業に対するアプローチが重要であると分析したところであります。これらの結果を踏まえ、認証取得企業へのアフターフォローのほか、業種や規模を踏まえた意思決定層への働きかけとして、主要産業の業界団体・企業への重点訪問や連携提案、業種別の女性活躍事例情報の発信を行っていくとのことでした。

女性活躍、子育て支援関係の各種事業の連携については、セミナー等を共催化したことで、連携広報が進んだほか、各部署の事業を紹介することで、今までアプローチできていなかった層への広報が実現したということです。

続きまして、2点目、交通安全対策費については、まず、各区にて実施する交通安全教室等の実施事業について、データ分析を行い、こういった年齢層にどのような教室を行うべきかなど、交通事故の低減に向けて効果的な事業内容となるよう事業構築を行うことといったご指摘、あとは、各区の交通安全運動推進委員会の組織体制について、全ての区で一律の体制を敷いており、事業実施の規模等、実態に見合った組織体制について、各区の事務局長ポストの在り方も含めた見直しの検討を行うこととのご指摘をいただいております。

これを受けて、交通安全教育の実施事業については、未就学児童及び小学生は、全国的に魔の7歳と呼ばれ、交通事故が多発する傾向にあり、高齢者は昨年の当市における交通事故死者数の8割を占めている状況でありますので、小学校全校及び老人クラブ連合会に加盟している老人クラブに対する交通安全教室は継続実施するとしつつ、前年度

の交通事故状況を踏まえ、取組を強化すべき対象を毎年見直して、柔軟かつ効果的な事業を構築するとのことでした。

組織体制については、区規模に差異がある中、全区一律の人員配置によって交通安全教育機会に差異が生じないように、令和6年度から幼稚園、保育園の交通安全教室を全区2回実施することとし、おおむね達成しているとのことであり、今後も区の規模等によって交通安全の推進に差異が生じないように、事務局長、交通教育指導員の役割分担や区推進委員会全体の業務内容の見直し等を進めていくとのことでした。

続いて、2ページ目に進んでいただきまして、3点目の文化振興関係の3事業についてです。

まず、3-1、文化芸術振興費については、補助金を固定とするのではなく、交付団体、交付額等の切替えなども行い、効率的・効果的な制度となるよう検討することのご指摘をいただきました。

それを踏まえて、令和6年度は、各団体に対し、これまでの事業実施状況と成果を踏まえ、今後の事業成果検証のための指標の設定及び指標達成に向けた事業手法の見直しについて協議を実施しており、令和7年度は、指標の設定や人材育成のためのワークショップ強化を図るといった見直しにも着手を予定しており、引き続き効果的・効率的な制度の運用を目指し、各団体と協議し、事業実施手法の見直し等を進めていくとのことでした。

続きまして、3-2のさっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費については、市民の納得感が得られるよう検証するなど、施設の在り方も含めた見直しを検討することといったご指摘をいただいております。

これを受けまして、滞在アーティストと市民との交流をさらに促進するため、令和7年4月1日以降の申請分からは市民との交流を必須にしたところです。また、施設の在り方については、アーティストに対する創造活動場所の提供と、それに伴う市民との交流状況を検証し、市民にとってより効果が還元されるような施設運営の在り方を検討するとのことでした。

そして、3-3の500m美術館運営費については、美術館のあるべき姿や目的を再設計した上で、施設の在り方や予算執行方法について再検討することのご指摘をいただいております。

これを受けまして、500m美術館のあるべき姿を検討するため、従来の通年実施のウェブアンケートに加えて、不特定多数に対面アンケートやインターネットアンケートを実施、また、文化芸術分野の専門家や過去に展示経験のある作家、ボランティア等に対してヒアリングを実施しており、当該ヒアリングからは、アートマネジメントに係る人材育成や札幌独自の文化発信といった効果が得られていることが確認できました。市民へのアンケートでは、美術館自体の存在や取組内容が十分には認知されていないといった課題が確認できました。

これらの結果を踏まえ、令和7年度は、SNSやホームページを積極的に活用した広報の強化、アート無関心層でも作品の意図が把握できるような親しみやすい作品の展示、さらなる市民参加、市民還元を推進するための市民との共同制作展示、学生展示を実施していくとのことです。

続いて、4点目の区福祉の窓口運営費について、総合案内との機能面での重複や役割分担を踏まえ、区役所全体として来庁者の課題解決に資する方法について検討することといったご指摘をいただいております。

これを受けまして、総合案内を所管する部局である市民文化局と検討を継続することとしておりまして、中央区複合庁舎については、今年2月にオープンしたところでありますが、そこで、転入など、複数の窓口で手続きが必要な場合、フロアマネジャーという者が在籍しており、発券機を活用して手続きに必要な窓口をお知らせする庁舎一体的な案内体制を採用しているところです。

続いて、5点目のはり・きゅう・マッサージ施術料助成費ですが、高齢者の一部の方にはしか受益がない制度となっており、市民への説明責任が十分に果たせないのであれば、本事業を廃止することのご指摘をいただいております。

これを受けまして、関係団体と複数回にわたり個別協議を行い、事業廃止せざるを得ないものと判断したところです。令和9年度末をもって廃止するとした一方、利用者や施術団体等の影響を最小限に抑えるため、令和7年度から3年間の経過措置期間を設けることとしているところです。

続いて、3ページ目に進みまして、6点目の国際交流関係の2事業についてです。

まず、6-1の札幌市国際交流会についてですが、市が将来にわたって本施設を所有し続けることは、市民への説明が困難であると考えられることから、施設自体の廃止も含めた検討を行うことといったご指摘をいただいております。

それを受けまして、施設の必要性などの観点から、施設の用途廃止も含めた検討を行っており、民間企業における利活用の可能性も探るため、サウンディング型の市場調査を実施するとともに、庁内における利活用の可能性についても検討を行っているとのことです。

続いて、6-2の札幌市留学生交流センターについてですが、民間主体の受入れも多くなってきた中で、施設の廃止や家賃補助等のソフト事業への転換等も含めた検討を行うようにのご指摘をいただいております。

これを受けて、留学生が真に必要としている支援を把握するため、調査を実施しているところでして、当該調査結果を踏まえ、本施設の在り方検討を進めていくとのことです。

なお、本施設は、8項目の札幌国際ユースホステルとの併設施設であることから、所管の観光・MICE推進部とも連携を図りながら検討を進めているところです。

続いて、7点目の札幌市保養センター駒岡についてですが、高齢者の休養を目的とし

た本施設を将来にわたって所有し続けるには課題も多くあり、適当な時期に施設の存廃を含む在り方について検討することといったご指摘をいただいております。

それを受けまして、令和10年度までである指定管理期間中に本施設の在り方を検討するように整理したところのこととして、令和7年度においては、本施設が市街化調整区域に立地している福祉的施設であることを踏まえまして、今後の利活用の可能性について関係部局と調査、検討を行うとともに、利活用が可能であればサウンディング市場調査の実施についても検討を進めていくとのことでした。

最後に、8点目の国際ユースホステルについてですが、設置当初から時代が変遷し、民間運営による低廉で多様な宿泊施設が増加している状況を踏まえ、適当な時期に本施設の廃止を含めた検討をすることとご指摘をいただいております。

それを受けまして、条例の設置目的を踏まえた施設の必要性や施設を維持する場合の財政的なリスク等について総合的に整理し、本施設の廃止を含めた在り方の検討を行っているところのことです。

なお、先ほど申し上げたとおり、札幌市留学生交流センターと併設施設であることから、所管の国際部とも連携を図りながら検討を進めているところです。

続きまして、資料の二つ目、令和6年度の指摘事項の検討結果についてご説明させていただきます。

1点目の首都圏シティプロモート推進費についてですが、事業の目的である首都圏から札幌への移住や企業誘致の促進という観点から、成果指標を適切に設定するとともに、SNSによる情報発信など個々の取組においても、その効果の検証、分析を行い、効果的な事業構築を進めることというご指摘をいただいております。

それを受けまして、令和7年度より成果指標として東京事務所が面談を実施し、本庁部署に情報提供した企業数を追加しまして、首都圏シティプロモート活動によりつながった企業数に加えて、それらの企業を本庁部署とつないだ数を把握するほか、SNSで発信する情報の閲覧者やイベント参加者についても、その規模や属性を把握し効果検証を行うなど、効果的な事業構築を進めていくとのことでした。

なお、高橋委員より事前にご質問いただいております今回新たに設定した成果指標の令和6年度の実績についてですが、東京事務所が面談を実施し、本庁部署に情報提供した企業数の令和6年度の実績は163件となりました。

続きまして、2点目の少年団体活動促進費は、事業実施主体の選定の在り方について、透明性、公正性を確保すること、経費使途の詳細を把握するなど、事業の適正化や透明性の確保に努めること、利用者の費用負担についても検討することといったご指摘をいただいております。

これを受けまして、まずは事業内容を精査し、プロポーザル導入の可能性を探るなど、契約方法を検討し、実施に係る経費については、内容の把握を行ったところであり、今後は事業内容や実施方法についての見直しの検討を進める、利用者の費用負担は、記載

のとおり、既に見直しを行っているとのことでした。

なお、高崎委員より事前に各種取組の広報の在り方についてご質問をいただいておりますが、事業実施前に、研修ごとに対象となる児童へ学校を通じてチラシを配付する方法に加えて、札子連の公式ホームページ等を活用して広く周知しており、チラシについては、全区の小学校、中学校へ送付しているとのことでした。

続きまして、3点目のUIJターン就職移住支援費については、公金で実施する事業としては公平性に欠ける状態となっており、また、制度が存在することで札幌市への移住が促進されているとは言い難い状況であるため、利用の意向のある方に広く制度利用の機会を提供して、公平性を担保しながら将来的な移住を促進する対象者選定の在り方を検討することといったご指摘をいただいております。

これを受けまして、移住支援金制度については、国が構築した制度であります。受付期間をより長く設けられるよう、まずは移住人数の増加を図ったところ、札幌市への予算増加は困難であったところでした。したがって、令和7年度からの市内転入者に対して、補助単価の減額をすることでより多くの移住者に対して給付金が行き渡るよう改善をしております。今後は他都市の状況を含め、移住支援金の効果を確認して実施の在り方を検討していくとのことでした。

続いて、2ページ目に進みまして、4点目のローカルマッチプロジェクト事業費については、現状では対象企業数が限定されている状態であるので、事業内容を見直し、参加できる企業数を増やすなど、より支援の対象を拡大することを検討するとともに、効果を最大限発揮できる事業構築を検討することといったご指摘をいただいております。

これを受けまして、幅広い業種、業界の中でも、特に介護や建設など、人手不足業界が採用に苦慮している現状を受け、これらの市内中小企業を支援していくことが必要として、本事業を令和7年度から働き方改革・人材確保支援事業へ発展的に統合し、当該事業で人手不足業界に対する求人情報の補助事業を展開していくとのことでした。

なお、統合により、ローカルマッチプロジェクト事業の対象企業と比較して新卒採用を希望する企業に限定しないという点で支援の対象が幅広くなっております。かつ人手不足職種に特化することで、より効果的な支援となるよう事業構築を行っていくとのことでした。

続きまして、5点目のIT人材確保育成費については、人材の不足状況の把握も含め現状の分析、検証を行った上で効果的な事業構築を検討すること、長期的な視点でのアプローチについては、事業実施により対象者がIT人材へのキャリアを歩むことに主眼を置いたより実効性の高い事業構築を検討すること、また、関連部局との連携といった点に関してご指摘をいただいております。

これを受けまして、現状の分析、検証については、市内のIT企業がどのようなスキル、経歴を有する人材を求めているのか、これらがどの程度不足しているのかを分析、検証することを目的として、道内IT系業界団体と連携したアンケート調査を令和7年度に

実施することを予定しています。

事業構築については、令和7年度から事業の大幅な見直しを行っておりまして、IT人材の確保に向けた即効性がある、より実効性が高い事業を構築しております。具体的には、学生を対象とする市内IT企業の接点創出を目的としたワークショップの開催など、新卒採用支援の取組やIT人材採用に係る補助制度の新設など、中途、即戦力人材の採用に向けた取組などを新たに実施しているとのことです。

他部局との連携については、道外を対象とした人材確保については、既に東京事務所と連携しており、今後も人手不足業界に対する人材確保施策について、産業振興部などと連携して業界横断的な取組の実施を予定しているとのことです。

そして、教育委員会とは、教育現場と連携したIT人材育成の方法について共同で検討を行っており、既に取組の第1弾として市内IT企業における出張授業を実施しているところです。今後も引き続き関係部局と連携して効果的な取組を実現していくとのことです。

続いて、3ページ目に進みまして、6点目の都心における冬のアクティビティ創出費については、札幌市の固有コンテンツの一つとして昇華させ誘客を促進する観点から、開催時期や期間、開催場所等について、より政策的効果を高める方法を検討すること、また、最終的に民間資金での自走化を図るため、必要来場者数のシミュレーションや費用対効果について検証するなど、自走化に向けた計画の策定も含め検討を進めることといったご指摘をいただいております。

これを受けて、令和7年度の本イベントの会期を雪まつり期間よりも1週間長く設定して、雪まつり時期に限らない都心のにぎわい創出を図る予定です。また、札幌市の固有コンテンツの一つとして昇華させ、最終的に民間資金での自走化を目指して、開催時期や期間、方法について検討を進めているところとのことです。

令和6年度においては、本事業の認知度向上と雪まつりとの一体的なにぎわい創出を図るため、開催場所をアカプラから大通公園に変更して開催しておりまして、実際に滑走者数の大幅な増加が見られているところです。

続いて、7点目の健やかな道路緑化推進費については、危険木の伐採など、街路樹への取組は市民の生活、安全に密接に関係し、その取扱いを定める基本方針もまた重要なものであるところで、その改定を行う場合においては、その意義や妥当性について市民への説明責任を果たせるよう有用性の説明や透明性の確保に努めることといったご指摘をいただいております。

これを受けまして、街路樹基本方針は、令和6年度の札幌市緑の審議会を経て、本年度改定を予定しているところですが、本改定では、市民アンケートを取り入れ、現状の街路樹の課題や問題点を整理し、将来像や取組目標を設定するとともに、危険木や狭小幅員路線の街路樹伐採、伐採木の利活用についての意義、必要性についても示していくとのことです。

また、改定後は、市のホームページで公開するとともに、市役所本庁や各区役所等に本方針を配架し、広く市民に周知し理解を得られるよう進める予定とのことです。

最後に、8点目の空き家対策費については、既に発生している危険空き家への対応は、市民への安全に直結することから、引き続き適切に実施していくこと、加えて、本来的にはより早い段階の施策に注力することにより、空き家を発生させないということが重要であることから、市民窓口を所管する部署と連携し、情報提供、普及啓発を行う、専門家との連携を強化し、権利関係が複雑化する前の早期解決を促すなど、空き家の発生抑制に資する効果的な手法を検討することといったご指摘をいただいております。

これを受けまして、まず、既に発生している危険空き家への対応については、ここ2年間の特定空家、危険空き家の継続対応件数は減少に転じておりまして、これまでに実施してきた特定空家等に対する取組は効果が出ていると考えられるため、引き続き対応を継続していくとのことです。

空き家の発生抑制に資する効果的な手法の検討については、相続発生前に空き家の処分を進めるという観点にて、終活に関係する部署との連携を進め、啓発パンフレットの配架先の拡大に取り組み、また、権利関係が複雑化する前の対応については、協定を締結済みの札幌司法書士会との連携として、相続の円滑化に向けたセミナーや相談会の共同開催などに向けて協議を行うほか、その他、専門家との連携について検討していくとのことです。

以上が過年度の進捗状況でございます。

見直しや改善の進捗については、それぞれ関係各所との協議に時間を要する場合も多く、進捗に濃淡があるという状況ではございますが、実際としては、おおむね着実に見直しに向けた検討を進めているのではないかと評価しているところでございます。

今後、さらに各所属部にて検討を進めていただき、令和6年度の指摘事項については、来年度、もう一度、検討状況の調査の上、皆様にご報告ができるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

資料2の説明は、以上でございます。

●平本委員長

それでは、ただいまご説明いただきました令和5年度、令和6年度の指摘事項に関わる検討結果につきまして、ご意見、ご質問があればいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

●高橋委員

まず、令和6年度の2番の少年団体活動促進費の件です。

利用者負担を増やしましたという、これ自体はよい流れだと思うのですが、結局、これが補助金の削減等につながっているかというところが大事なポイントだと思います。余った分、ほかの支出を増やそうとなっては困りますので、利用者負担の増加が市としての支出の減少につながっていくかというところを引き続き検証していただけた

らと思います。

もう一点は、8番の空き家対策費で、空き家を防ぐために協定済みの札幌司法書士会と連携して協議等を行ったり、相談会を実施したりするということで、これ自体はすごくよろしいことだと思うのですが、司法書士が扱えるのは相続人間で争いがない事件だけで、争いがあるって訴訟になったら弁護士しか扱えません。こういう空き家になっている事件の多くは、誰かがうんと言わないことで空き家になっているケースが多いのですが、弁護士が扱っている相続事件というのは昭和の何倍にも増えていて、相続人間で分けられない、ちゃんと合意できないケースというものがすごく増えているので、結局、弁護士につながらないと解決できない事件が必ずあるのです。司法書士だけで全て解決できるわけではなくて、一部、必ず弁護士でなければ解決できない分野でありますので、ぜひ弁護士会との連携もご検討いただけたらと思います。札幌弁護士会では、法律相談センター運営委員会という委員会があって、そこがこういうものを担当していますので、ぜひ検討いただけたらと思います。

●平本委員長

2点とも重要なご指摘だと思いますので、ぜひ原局にお伝えください。よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

●小島委員

今のご指摘の続きで、まず、令和6年度の少年団体活動推進費の費用負担の話はこれですでよいと思います。今年度の委員会の議論ともつながってくることだと思うのですが、恐らく、こちらに委託することが正しいのか、今、包括的に委託を出しているやり方が正しいのかということのほうが重要な論点だろうと思います。今まさに丸投げに委託に出しておられるし、事業の目的とあまり関係ない業務まで束ねて出しているので、ここの委託の出し方については、引き続きご検討いただく必要があると思っていますということです。

それから、令和5年度のほうに戻しまして、1-1から1-3の男女共同の話で、これはいろいろ連携が取れるようになりましたということでご検討いただいている、それ自体はよいことだと思っているのですが、恐らく、市役所の中で似たような話、要は、札幌市は大きい組織ですから、各課でばらばらにやっていて連携が取れていませんというところが結構あるのかなと思っています。東京事務所の話も出てきましたけれども、そのあたりの組織間連携の話は、行政評価委員会で見たものが、たまたま当たったところだけが問題なのではなくて、市全体の問題としてこういうことに取り組まなければいけない、あるいは、横の連携を行うことでいろいろなことが見えますよねということも分かってきていることだと思うので、ぜひその点もご検討、ご確認をいただけるとよいかなと思いました。今年の行政評価委員会では、市の業務を直接見られないので、余計にそう思っております。

つれづれで、認証取得企業の話ですが、これも難しいなと思っています。あまり高頻度で更新をさせようとする、業者も、面倒くさいので、もうやりたくありませんというふうになるのかなと思いつつ、別の事業では、どこかの企業が不祥事で認証を取り消しましたというようなこともありましたよね。要は、市として認証を与えて、別にそれが市として手抜きをしたからそうなったというわけではないのですけれども、こういうこともあるので、どこかで、現況届ではないけれども、更新をするなど、何か考えないといけないと思いました。多分、求められるものは、タイミングごとに新しくなっていくと思うので、この認証制度も一回取ったらそれで終わりではなくて、全体としてどうしていくのか、要は、定期的に見直しをする、あるいは、研修を受けてもらうなど、そういうこともセットにやらないと、出しっ放しでは形骸化するような気もしているので、これも多分共通的な課題だと思うのですけれども、見ていただけるとよいかなと思いました。

最後に、交通安全の話で、2回ずつやるようになったので頑張りましたという話になっていますけれども、頑張るということではなくて、人数に差があるので、むらがあるのではないですかということをご指摘したので、全く回答になっていないと思っています。人数が必要ということは分かるのですけれども、あからさまに人口が多い区、少ない区があるのに、全く同じ人数が割り振られているというのは、明らかにメリハリがつかっていない、あるいは、無駄があると思うのです。百歩譲って、比較的人口が少ない、学校が少ない区の人たちは、市全体の何か別のイベントを取り組みますなど、何か遊びではないのですけれども、無駄が出ないようにしていただきたいのです。これも、天下りではないですが、警察OBの方が来てやっているわけですね。ですから、ある程度透明性を確保しなければいけないのではないかなと思って、そのあたりを踏まえて指摘をしているのに、頑張りましたという回答が来ているので、そういうことではなくてというところをご検討いただけるとよいのかなと思ったところです。

●平本委員長

今、小島委員がご指摘された子どもの話もそうだと思うのですけれども、委員会として指摘したことに対して、きちんとそれを理解した上で、真っ当なご回答がいただけないと思しき案件が幾つかあります。交通安全とジュニアリーダー育成の二つが特に顕著だと思われます。やはり、これは不誠実、ないしは、痛い腹だから探られたくないというように疑われてしまう可能性があると思うのです。ちゃんとやっているのでしたら、きちんとご検討いただくべきだと思います。例えば、ジュニアリーダー育成は、うまく書くなと思いましたが、「令和8年度以降からの実施を目指す」とあって、令和8年度からの実施ではなくて、「以降」と書いてあるのです。以降だったらいつでもよいわけで、こういうものが行政文学と言われるものですが、私は、こういうあたりに不誠実さをどうしても感じてしまうということを公式の場で申し上げておきます。

ほかにはいかがでしょうか。

●内田副委員長

令和6年度の8番の空き家対策費のところで、今、高橋委員からご指摘のあった利害関係が複雑化すると司法書士会はほとんど無力だ、ちゃんと弁護士会と連携してくださいということは昨年度も同じように言われていましたよね。それで、検討しますという回答だったのですけれども、スルーされているというのはどういうことかなと思いました。今後の方針など、そういうところに入っていないのはなぜかと思いました。

●平本委員長

ほかにはいかがでしょうか。

●高崎委員

令和5年度の3ページ目の6－1番、6－2番、7番、8番で、今後の在り方について、指定管理期間内に見直しの方向性を決定していくというのが前回の回答で、それで、今回の回答とスケジュールのところも同様の記載になっているのですけれども、この行政評価委員会では、一応、2年分的话题を遡っていくことになっているので、来年度以降、この部分は特に議題には上がらないのですか。

●事務局

そうですね。基本的に令和5年度に関しては今年度で終わりです。

●高崎委員

最後はどうなったかという顛末が報告されることはないのですか。

●推進課長

取り上げることはできますので、この件は引き続き調査したいということであれば、そこは全く差し支えないです。

●高崎委員

せっかく指摘に上がったので、最後にどうなったかを見届けたいというところで、この後も忘れないように何か控えておいていただけるとありがたいです。

●平本委員長

フォローアップについては、どんどん案件が増えていくので大変ですけれども、特に、廃止や大幅な見直しなどといったものについては、指摘どおりになることではなくて、最終的に行政として一番よい結果になることが重要だと思います。フォローアップをきちんとやっていくことが重要だというご指摘ですし、そのとおりだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

もし今後またお気づきの点が出てまいりましたら、ぜひ事務局にご連絡をいただきたいと思います。今年度は、皆さんとお会いする機会も多くございますので、そういったところでも少し議論ができればと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議事の(2)令和7年度行政評価(外部評価)の実施についてでございます。

す。

こちらにつきましても事務局よりご説明をお願いいたします。

●推進担当係長

それでは、お手元の資料3に基づきまして、令和7年度外部評価実施案について説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

この資料では、一つ目の令和7年度外部評価の基本的な考え方と二つ目のスケジュール案についてご説明をさせていただきます。

ページをめくりまして、2 ページ目をご覧ください。

外部評価の基本的な考え方についてでございます。

(1) ですが、令和7年度は、札幌市出資団体の在り方に関する基本方針の改定に向けた検討を進めていきたいと考えておりまして、外部評価において改定に向けた答申をいただきたいと考えております。

経緯をご説明いたしますので、左の囲みをご覧ください。

これまで、出資団体改革の取組として、平成17年に最初の基本方針を定めた以降、2度にわたって見直しを実施してきまして、平成28年3月に現行の基本方針を策定しております。

それ以前は、団体の統廃合など、抜本的な改革を主体に取り組んできたところですが、現行の方針の下、団体の積極的な活用と効率化の両立に向けた取組を進めているところでございます。

現状の課題認識といたしましては、右側の囲みをご覧ください。

まず、基本方針を策定してから9年が経過しているということ、それから、最近の民間での担い手不足など、新たな社会情勢を踏まえる必要性も生じてきており、また、財団法人、株式会社といった組織形態のほか、団体の規模、事業領域も様々であることから、団体ごとの個別の対応が必要であると認識をしております。

下の囲みをご覧ください。

以上を踏まえまして、団体ごとの社会的役割の変化や公共の関与の在り方についてきめ細やかな検証が必要と考えているところでございます。

そのために、市民目線に沿った透明性のある内容とするためには、外部有識者への意見聴取を行う必要があると考えており、本行政評価委員会の外部評価を活用して検証を進めていきたいと考えているものでございます。

資料の3 ページ目をご覧ください。

(2) は、本委員会でどのように検証を進めていくかというご説明になります。

まず、左側の列をご覧ください。

出資団体について、指定団体が全部で30団体ございます。組織形態も異なり、事業分野も様々であることから、初めに、団体所管課に対してヒアリングを実施するように

考えております。

内容を把握した上で、次に、真ん中の列でございますが、団体ごとの評価を実施してまいります。

評価に当たっての検証の視点としては、囲みで記載しておりますが、団体が担う事業の必要性、それから、民間代替性について検証して、団体ごとの関与の方向性を見いだし、そして、財政的関与、人的関与の在り方についても検討していきたいと考えております。

その後、右側の列になりますが、対応の方向性の整理として、①の関与の現状維持または強化していくグループと、②関与を縮小する余地があるのではないかとというグループに分けていきたいと思っております。

4ページ目をご覧ください。

検証の視点についての補足の説明になります。

内容としては、囲みの部分、新たな社会情勢を踏まえる必要性があるということと、①団体ごとの社会的役割の変化について検証するに当たって、事業の必要性、民間の代替性についてしっかり見ていきたいという説明になります。

右の囲みをご覧ください。

そもそも事業を廃止にはできないか、民間に開放することはできないかといったゼロベースでの検証が大事かと考えているところでございます。その上で、今後も必要な事業であるということになれば、例えば、人材不足に直面している業界であれば行政が積極的に関与していく必要があるのではないかなど、個別の事業ごとにしっかりと内容を検証して、団体への関与の方向性について検討していきたいと考えております。

5ページ目をご覧ください。

同じく、検証の視点の補足になります。

左側半分は、財政的関与についてですが、囲みの部分は、法人形態別に検討していくということと、一番下、市からの支出についても、検証の結果、見直す余地ができたのであれば、例えば、補助金、委託業務、指定管理業務などの対応をしっかりと考えていきたいというものでございます。

続いて、右側の人的関与でございます。

現行の基本方針では、必要最小限の人的関与を行うとしておりまして、①②で示したように、一定の現職派遣、市のOBの再就職の職員がでございます。

下の囲みにあるように、それらの職員の数が適正か、あるいは、プロパーの人材育成が進まない要因になっていないかといった視点を持って検証を進めていきたいと考えております。

資料6ページ目をご覧ください。

スケジュール（案）についてでございます。

令和7年7月のところに第1回委員会とございまして、今日、こちらを皮切りにヒア

リングの準備を進めていきまして、9月から12月にかけて、所管課のヒアリングを実施していきたいと考えております。30団体ございますので、月2回程度、3～4団体ずつまとめて実施をしたとしても、このくらいの期間を想定しているところでございます。

その後、1月以降になりますが、細かな検証に入りまして、令和8年度の5月、6月ぐらいに答申をいただきたいというスケジュールを予定しております。

答申後は、その内容を踏まえまして、札幌市で新しい基本方針について、庁内で議論して、令和8年度中に策定してまいりたいと考えております。

7ページ目、最後のページは、所管課ヒアリングの実施のイメージでございます。

30団体、いろいろな事業分野になっておりますので、ある程度、系統ごとにまとめて実施をしたいと考えております。

資料3の外部評価の実施案について説明は以上となりますが、続いて、補足資料1を併せて説明させていただきたいと思っております。

補足資料1は、「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」における取組の総括でございます。

今後、基本方針の改定に向けて検討を進めていきたいということで、現行の基本方針におけるこれまでの取組状況について概要を説明させていただきます。

ページをめくりまして、2ページ目をご覧ください。

平成28年3月の基本方針策定までの経緯をまとめております。

(1)は、資料3の冒頭と重複するので、詳細な説明は割愛いたしますけれども、現行の基本方針以前の取組についてでございます。その後、(2)では、国の動きとして、平成26年に指針が出ていて、団体の統廃合を主体とした取組は一区切りとして、団体の経営健全化、地域の元気創造のための団体の活用の両立に取り組んでいくという趣旨の通知が発出されております。

それを踏まえて、(3)の現行の札幌市の基本方針を平成28年3月に策定したというところでございます。

3ページ目をご覧ください。

この基本方針の下、どのように取組を推進してきたかという説明になります。

現行の基本方針では、2ボツ目にあるとおり、出資・出捐や人的関与、団体の活用、経営の安定化、団体統制、市の施策の連動といった六つの観点を掲げております。これらに沿って団体ごとの関与の在り方を検討して、具体的な行動計画という形で取りまとめて、継続した取組を進めてきたところでございます。

図で示したとおり、平成28年3月に基本方針を策定して、具体的な行動計画を3期にわたって取りまとめて進めてきたところでございます。

4ページ目をご覧ください。

六つの観点ごとの取組についての説明になります。

3の(1) 出資比率の検討についてでございます。

現行の基本方針にどのようなことを掲げているかということ、囲みの部分の内容になりますが、現状の出資比率を維持する必要がないこともあり、特に、財団法人については、25%の出資比率があれば同等の関与の継続が可能なおことから、引き下げも検討するとしてございました。

これらについては、六つの財団法人について、出資比率を50%から25%へ引き下げを実施しております。

続いて、5ページ目をご覧ください。

3の(2) 人的関与についてでございます。

現行の基本方針では、囲みの部分になりますけれども、必要に応じて最低限の人的関与を行うこととしております。

表では、基本方針を策定した平成27年度の69名から、令和6年度の61名まで、6名減少しておりますが、こちらは、令和2年度に軌道事業の上下分離制度を導入しまして、技術継承のために派遣職員を大幅増員した札幌市交通事業振興公社の影響分が大きく、こちらを除くと資料にあるとおり28名の減少となっております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

その他の団体の活用や経営の安定化といった団体ごとに掲げた取組目標の実施状況については表のとおりでございます。全体として8割が達成されていて、一定の評価ができるという状況ですが、一方で、コロナや物価・人件費高騰の影響も散見されたことから、引き続き具体的な行動計画については令和6年度に更新した上で、現在も各団体への指導調整を継続しているところでございます。

最後、7ページでございます。

資料3の冒頭で説明いたしましたとおり、新たな社会情勢を踏まえると策定から9年が経過した基本方針自体の改定に向けて検討を進めていきたいという状況にございますので、本評価委員会で個別の団体ごとの検証を進めていただきたく、お力添えをよろしくお願いいたします。

補足資料1の説明は、以上でございます。

最後になりますが、A3判横の補足資料2について簡単に紹介させていただきます。

補足資料2-1は、検証の対象となる30の指定団体の一覧になります。

一つ一つの説明はここでは割愛いたしますけれども、左側から組織形態、団体名、資本金と出資割合、代表者と勤務形態、団体の設立時期と出資時期、出資・設立目的、事業概要、所管課と記載しております。

それから、後ろにも人的関与の一覧について添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

なお、7月に入って多くの団体で総会時期も終わっておりますので、今後、いずれも令和7年度の情報に更新していく予定でございます。

最後に、補足資料2-2として、今後のヒアリングに向けてより詳細な30団体の基礎情報をまとめた資料を委員の皆様へ配付させていただいております。

主な内容としては、既にホームページに掲載されている各団体の昨年度の出資団体評価シート、それから、昨年度策定した具体的な行動計画の内容を抜粋、転記したものが中心となっております。

今日は、こちらの詳細説明は行わないのですが、事前に市の行政評価委員会のホームページにも掲載、公表させていただいておりますことを申し添えいたします。

以上でございます。

●平本委員長

それでは、ただいまご説明いただきました今年度の外部評価実施案につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

●小島委員

まず、もしかしてご説明をいただいたかもしれませんけれども、この30団体の定義についてもう一回ご説明をいただきたいのですが、30団体は何をもって30団体としているのかという定義を教えてくださいませんか。

●推進担当係長

札幌市では出資団体の指導調整事務実施要綱を定めておりまして、市の出資比率が25%以上ある法人、あるいは、出資比率は25%ないのですけれども、市が筆頭の出資者であるとか、委託料等の市の財政支出が団体収入の半分以上を占めているとか、団体の事業が市の業務と密接に関連しているといった要件に該当する法人を、指定団体と定義しております。密接に関与し、指導、調整している指定団体というのが、今、30団体あるということでございます。

なお、それとは別に、非指定団体として、指定団体ではないのですが、市が出資をしていますというのが、49団体ございます。

●小島委員

今回、30団体に定義されているものは一応全部見るという理解でよろしいですか。

●推進担当係長

さようでございます。

●小島委員

分かりました。

資料3の3ページ目にありますとおり、今回、団体の評価をさせていただいて、現状維持と関与縮小という形で整理していきますということで承知をしているのですが、個別に見ていくものもあると思っているのです。複数の財団を束ねるなどの組織の在り方の見直し、例えば、まさに今PMFをやっている時期だと思いますけれども、PMF組織委員会と、その下の札幌市芸術文化財団を統合したほうがよいのではないのかという

ような、そうした見直しについては、今回、指摘して大丈夫なのか、そのあたりはいかがですか。

●推進課長

ご指摘いただけるのであれば、そこは指摘していただいて結構ですという言葉は変ですけども、あり得るかなと思います。

●小島委員

分かりました。

要は、一つの組織をつくると、当然のことですけども、維持をするための組織が必要になります。財団であれば、理事長や理事がいて、組織とするための総務部門をつくらないと維持できないので、当然、そういうものが発生しますよね。ですから、財団数が多ければ多いだけそれが増えていくので、無駄なコストが発生するということではなかろうかと思うのです。

全く毛色が違うものを無理やりくっつけてくださいなどと言うつもりはないのですが、ただ、やっていることが近い、似通っているものについては、束ねたほうが経営効率上がるケースもあると思うので、そのあたりも含めて、基本的にこの30の団体の組織を維持することが前提ですということであれば、そういう指摘もしたほうがよいのかなと思ったところではありました。

●改革推進室長

今後の方向性ということで、統合も含めて総合的に判断していったはどうでしょうかというようなご指摘も原局にお伝えして、どうしていくか検討していくということは考えていきたいと思っております。

●平本委員長

ほかには、ご質問、ご意見はございませんか。

1点、同じく資料3の3ページですが、個別に評価を実施のところに事業の必要性和事業の民間代替性とあります。民間代替性のほうは何となく理解できるのですが、必要性というのは結構曖昧な気がします。誰にとって必要なのかという点と、何を必要と判断するのかという点が分からないのです。

補足資料2-2を見ると、四つの評価点が示されています。採算性が二つ、市の施策との関係性、そして、民間代替性という4評価になっているのですが、この評価軸、評価基準をそろえて30の組織をまな板に乗せないと、正当な、ないしは、公平な評価ができないと思います。したがって、この必要性についてはもう少しブレークダウンしていただいて、まな板に乗せやすいようにすることが重要ではないかということをご説明を伺いながら思いました。ご検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

●内田副委員長

同じく、資料3の5ページ目の人的関与のところ、何か定型文的に「必要に応じ最

低限の」と書いているのですけれども、そこが各委員、担当課の解釈がばらばらになってくると話がかみ合わないと思います。先ほどの事業の必要性と関連するのかもしれないですけれども、人的関与においても、どういうことで、どういう人材が必要で、最低限の人数はどれぐらいだろうと、ただ、現状で減っていったら何となく達成しているなという感じだときっと違うような、減ることが目的ではないと思いますので、きちんとその辺を整理して議論ができればいいなと思いました。

●平本委員長

重要なご指摘だと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

基本的には、今日ここでご議論いただきました方針に従いまして今年度の外部評価を行いますので、もしお気づきの点やこういうことはもう少し明確にしてほしいというご要望があれば、今日、事務局にお伝えするのがよいかと思います。

●小島委員

そもそも論ですが、今回、所管している部署からご説明をいただくという建付けになっていると承知しているのですけれども、普通、財団の人たちを呼んで、その人たちが、組織が要るかどうかということを説明して、それを補足するために発注している、あるいは、所管している原課が来るという建付けにすることが一般的かと思うのです。今回は、基本的には発注している側しか来ないという建付けになっているのですけれども、それがよいのかどうかというところは、個人的には、このお話を最初に聞いておかしいなというか、疑問に思っていたところですが、そのあたりは、市としてはどのようにお考えですか。

●推進課長

正直、一般的なスタイルというものを我々が分かっていなかったということはありませんけれども、ここにある出資団体というのは、恐らく、既存の団体に市が後から出資したというものはほぼなくて、市が政策的に設立したものが全てと言ってよいのではないかと考えております。そういう考えの下に、設立の必要性からうたえるのは市であり、その所管課ではないかということで、一旦は所管課からのヒアリングということで考えていたのですけれども、決して団体職員を呼んではいけないということはありません。

●小島委員

その組織の活動評価は、本来は、対象となる組織が説明をするべきものという気もしていて、要は、自分たちは、これこれこういうことで必要なのだと、頑張っておりますというふうに説明させなければいけないのではないかという気もしています。今から建付けをガラポンするつもりはないのですけれども、そのあたりをどうしたものかしらというところで、少なくとも、財団の方が来たほうがよいような気はしますが、そのあたりのご意見をいただければと思っていたところでした。

●平本委員長

財団の方というのはプロパーの方ですか、札幌市から派遣で行っている財団の方もいらっしゃると思いますよね。

●小島委員

そうなのです。だから、天下りの理事長が説明することがよいのかというと、微妙なところではあるのですが……。もっとも天下りの理事が説明できないとなると、無駄な天下りみたいになるのではないかという話になりかねないのです。

●平本委員長

代表取締役が非常勤ということもありますから、それを言うとは……。

●小島委員

ですから、説明できる方に来ていただければよいのですが、今の建付けが、結局、市の方に聞くということは、何となくけれども、組織を維持することありきかなと見えてしまうので、ちょっとそこが気になるころではありました。

例えば、政府も独立行政法人の評価をやっていますけれども、それは独立行政法人に対してなので、その発注をしているというか、組織を所管している課がどうのこうのという話ではなくて、その組織に対して直接評価をするのが一般的なのです。ですから、正直、このやり方は違和感あるというか、珍しいやり方だなと思っているところです。

●改革推進室長

私どもとしては、出資団体職員的には、自分たちの存在というのは、必要だという意識が高いのかなと思います。

●平本委員長

なくなったら食いつぶれてしまうというような現実的な問題もないわけではないですよ。

●改革推進室長

やはり、所管課に聞くということは、市の施策として、その団体というものを今後も含めてどうしていくべきかということを所管課としてきちんと考えなくてはいけないので、これを機会に、さらにヒアリング等を通じて考えてほしいという意味もあります。

場合によっては、もちろんプロパーなど出資団体の方の同席もあるかなとも思いますけれども、このヒアリングをするに当たっては、所管課と出資団体とで方向性などについて情報共有しているという前提で呼び出しているので、出資団体の方が来て何か意見が違ってくるかどうかというのは今の段階ではあまり想定はしていなかったところです。もちろん、気になるころは見学に行く、出資団体の方にも同席していただくなど、それは絶対に駄目ですというものではないという考えの下に、一旦は、そういうふうにさせていただいたところです。

●平本委員長

もしご意見があれば、ほかの委員の皆様もお願いいたします。

●高崎委員

可能あれば、ヒアリングの日程を開示して、オンラインでもいいと思うので、出資団体の方に同席していただいたほうがよいと思います。やはり、自分たちの組織の在り方を問われているのに、全然知らないところで議論が進むということは納得いかないのではないかと思いますので、そういう案内は今から可能でしょうか。

●推進課長

大丈夫だと思います。

●平本委員長

それでは、そういうことにいたしますか。

●小島委員

別に代表者ではなくてよいと思うので、経営企画をやっている方や組織のことをちゃんと説明できる方が最低1人というような形でよいのではないかと思います。

●改革推進室長

その出資団体の中で協議した結果、OBの方が同席しますということでもよいのでしょうか。

●小島委員

それは、別にあり得ることだと思うので、よいと思います。そういうポストにその人が座っていて、その人しか説明できないのだったら、その人に説明してもらうしかないかと思います。

●改革推進室長

かしこまりました。

●平本委員長

独立行政法人の場合、法人の人間が出てきて説明するというのは、そのとおりだと思います。例えば、北大をなくそうという議論をするときに、文科省の高等教育局の課長補佐が来て、北海道大学はいろいろ問題があるから潰しましょうと言われても、いや、大学にいる俺たちにも言い分があるから言わせてくれとなるはずです。それとこれとがどれくらい違うのか、今、にわかにはその距離感の想像ができませんが…。逆に言うと、事務局の方々は、出資団体と、それを所管している所管課が一枚岩だというふうにお考えになっていらっしゃるわけですね。その認識は、自分が関わっているところ（＝大学）をイメージすると、そんなにずれていないと思うのです。でも、微妙な質問だとは思いますが、私に関わっていないいろいろなところがあって、そういうところでは、実は出資団体側と原課側とで思惑が違うということがあり得るのですか。

●推進課長

あり得るのかと言われれば、あり得ることだと思います。

●改革推進室長

細かいところではあり得るかもしれないです。ただ、ヒアリングに当たって、出資団

体の方と所管部局の方の打合せは、こういう方向性でというお話は十分情報共有をされるものと思います。

●平本委員長

そうですね。しかも、ヒアリングの場で、今、市の人はこう言いましたが、私はそうは思っていないのですというようなことは起こりづらいですね。

●改革推進室長

ただ、その出資団体の実態を聞くということについては、やはり出資団体のその場にいる方がお詳しいかなという気はしました。

●平本委員長

分かりました。

それでは、小島委員と高崎委員からご意見があったことを踏まえまして、団体側の実情が分かる方にご同席をいただくということを原則にすることによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●平本委員長

大変お手数をおかけしますし、団体側にもご負担をかけてしまうのですけれども、そういうことでヒアリングが実施できればと思いますので、ご対応のほどをよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでございますか。

●小島委員

原課は実は縮小したいのだけれども、財団は頑張りますというようなことは、別にそういうことがあってもよいですね。

●推進課長

さっきお話を聞いたときに、それは思いました。要は、同時に会わせてしまうと、本音が聞けなくなる可能性があるなと思ったのです。だから、同席させるということに問題はないのですが、それによって得られなくなる情報が何かあったりするかなと思いました。

●平本委員長

今、戸叶課長がおっしゃったような、原課は手放したいと思っている、そして、団体は、組織はどうしても存続しようという性質を持っているから、そうはいかないぞというような話の組織がこの30団体の中に結構あるとすると、また別の建付けが必要になるのですが、どうでしょうか。全部の事情が分からないのですが、私が知っているところは、意外と上手に原課と二人三脚で事業を進めているというイメージが強いです。

●改革推進室長

札幌市の出資団体は、基本的にそういうところが多いかと思いますので、その場で何か全然違う話は出ないかなとも思います。

●平本委員長

例えば、30分のヒアリングをやるときに、最初の15分はご同席いただいて、その後、出資団体の方には一度ご退席していただいて、後半は原課とやるなど、そういうことも可能ですね。

●小島委員

最初は原局だけ来てもらって、途中から出ていただくほうがよいかもしれませんね。

●改革推進室長

途中から出資団体の方にお入りいただくということですね。

●平本委員長

今の戸叶課長や小島委員のご懸念を考えると、ますます複雑でお手間をかけることになってしまうのですけれども、そういう方法がよりよいかもしれないですね。

●高橋委員

もしかしたら、市の担当課としても、この辺は問題意識があるみたいな話があるかもしれないのですが、それは団体の方がいらっしゃったら出てきにくくはなるかと思います。ですから、市の方だけの時間はあったほうがよいような気がします。

●平本委員長

それでは、そのようにいたしましょうか。

●内田副委員長

プロパーだけの時間も考えないといけませんね。

●推進課長

検討はしますけれども、案として、一旦、これまでの案どおり所管課に対して9月にヒアリングをして、気になる団体は、別途、後日、その団体職員だけのヒアリングを行うというような手もあるかと思います。そうすると、両方とも公平にできると思います。

●平本委員長

私は、さっき、ご同席をとまとめたのですが、どうするのがよいですか。

●改革推進室長

一旦、全部、基本は来ていただいて、時間を分けてやって、それで、さらに何かここは直接聞かないと駄目だということが出てきたら、それは別途対応するということでしょうか。

●平本委員長

内田副委員長、それでいかがでしょうか。

●内田副委員長

可能な範囲で、それでお願いします。

●平本委員長

事務局の手間も、我々委員の手間も大変かかる可能性があります、一応、公平かつ実効性のある形で外部評価をやるために、今、共有した方針でヒアリングを進めたいということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●平本委員長

ほかにご意見はございませんか。

●推進課長

念のためですけれども、まずは、両方呼びまして、気になれば別途という認識でよいですか。

●改革推進室長

30団体全部で所管課と出資団体と呼び、そのときのヒアリングの方式は、まず、所管課だけの時間、その後、途中から出資団体の方も入ってもらってヒアリングをする、それで一旦終わる、さらに、委員の皆様から何かご不明な点があったら再度調整するという認識でいます。

●平本委員長

今まとめていただいた方針でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●平本委員長

ほか、今年度の外部評価の方針についてご意見、ご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●平本委員長

それでは、幾つか事務局に対してお願いがありましたけれども、その点も踏まえた上で、基本的には、今日お示しいただきました資料3に沿って今年度の外部評価を実施するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●平本委員長

それでは、大変、負担感のある1年間になると思うのですが、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、前半、後半を通しまして、何か委員の皆様方からご発言等があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

6. 閉 会

●平本委員長

それでは、これで今年度の第1回行政評価委員会を終了させていただきたいと思います。

冒頭に申しましたように、今年度は長丁場でございますけれども、お付き合いのほど、どうかよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以 上